自動捕捉式はかり	基準分銅管理はかり	日本工業規格B七六〇七に規定する試験ができるもの	二　研究所の「一般計量教習」以上を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者 三　一般計量士 四　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者	一般計量士を三名以上含む六名
燃料油メーター	次のいずれかの設備 一　基準台手動はかり及び基準密度浮ひょう又は基準比重浮ひょう 二　基準タンク	日本工業規格B八五七二―一に規定する試験ができるもの	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、体積計の検査に一年以上従事した者 二　研究所の「一般計量教習」以上を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者 三　一般計量士 四　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者	

備考　表中の［　］の記載は注記である。